

<別紙3>

介護保健施設サービス利用料金について
(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、利用者に関わる担当職員の協議によって作成されます。また、計画の内容については同意をいただきます。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常駐していますのでご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は負担割合1割の1日あたりの自己負担分です。1割以外の負担割合の方は、その割合分に応じた負担となります。）

介護保険施設サービス費 I (i) (従来型個室)

・要介護1	737円
・要介護2	784円
・要介護3	851円
・要介護4	907円
・要介護5	958円

介護保険施設サービス費 I (iii) (多床室)

・要介護1	815円
・要介護2	866円
・要介護3	933円
・要介護4	987円
・要介護5	1,040円

- *急性期の医療機関から後30日以内に退院し、厚生労働大臣が定める基準を満たした場合は、初期加算（Ⅰ）として、1日につき62円加算されます。
入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算（Ⅱ）として、1日につき31円加算されます。ただし、初期加算（Ⅰ）を算定している場合は算定されません。
- *厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合、夜勤職員配置加算として、1日につき25円加算されます。
- *外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて372円となります。
- *安全管理体制が整備され、事故の発生又は再発防止への取り組みを行っている場合、安全対策体制加算として、入所時に1回に限り21円が加算されます。
- *入所の日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合、短期集中リハビリテーション実施加算として、1回につき下記いずれかの費用が加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 265円
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 206円
- *認知症であると医師が判断した方に対し、入所の日から3ヶ月以内に集中的なりハビリテーションを行った場合、認知症短期集中リハビリテーション加算として、1回につき下記いずれかの費用が加算されます。（1週につき3日を限度とします）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 247円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 124円
- *入所者ごとのリハビリテーション計画書の情報を厚生労働省に提供し、必要に応じて計画の内容を見直し、かつ必要な情報を活用し、口腔及び栄養に関する加算を算定するなど、厚生労働大臣が定める基準に適合しているリハビリテーションを行った場合、1月につき下記いずれかの費用が加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 55円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 34円
- *認知症ケア加算を算定する方に対しては、1日につき78円加算されます。
- *認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取り組みを推進する観点から、厚生労働大臣が定める基準を満たした場合、認知症チームケア推進加算として1月につき下記のいずれかの費用が加算されます。認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 154円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 124円
- *厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合、認知症専門ケア加算として、1日につき下記いずれかが加算されます。
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 5円

*若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき124円加算されます。

*厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、下記の費用が加算されます。

死亡日の45日前～31日前	74円
死亡日の30日前～4日前	165円
死亡日の前々日及び前日	935円
死亡日	1,952円

*入所期間が1月を超えると見込まれる場合、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に職員が居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、下記いずれかの費用が加算されます。

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	463円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	493円

*退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合、退所時情報提供加算として下記いずれかの費用が加算されます。

入所者が居宅へ退所した場合	退所時情報提供加算（Ⅰ）	514円
入所者が医療機関へ退所した場合	退所時情報提供加算（Ⅱ）	257円

*入所期間が1か月を超える入所者が、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て必要な情報を提供し連携を行った場合、下記（Ⅱ）の費用が、その連携が入所予定日の30日以内又は入所後30日以内であって、かつ、退所後の利用方針を定めた場合には下記（Ⅰ）の費用が加算されます。（（Ⅰ）又は（Ⅱ）いずれかの加算となります）

入退所前連携加算（Ⅰ）	617円
入退所前連携加算（Ⅱ）	411円

*退所が見込まれる入所者の試行的な退所時に、入所者及びその家族等に対し退所後の療養上の指導を行った場合、試行的退所時指導加算として、411円加算されます（3月を限度とし、1月に1回を限度とします）。

*退所が見込まれる入所者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度として、1日につき822円加算されます。

*入所者の在宅復帰状況が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、1日につき53円加算されます。

*厚生労働大臣が定める継続した褥瘡管理を行った場合、褥瘡マネジメント加算として、1月につき下記いずれかの費用が加算されます。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円

*厚生労働大臣が定めるリハビリテーション・機能訓練・介護等の自立支援に向けた計画を策定し、日々のケア等を行う取り組みを行った場合、自立支援促進加算として1

月につき309円が加算されます。

*排せつに介護を要する入所者に支援計画に基づく支援を継続した場合、排せつ支援加算として、1月につき下記いずれかの費用が加算されます。

排せつ支援加算（Ⅰ） 11円

排せつ支援加算（Ⅱ） 16円

排せつ支援加算（Ⅲ） 21円

*厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合、1食につき7円加算されます。

*入所者が医療機関に入院し、その後退院して再入所となる際、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者に対し、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養ケア計画を策定した場合、再入所時栄養連携加算として、1回に限り206円が加算されます。

*厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所の際、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合、1月に1回を限度とし、退所時栄養情報連携加算として72円が加算されます。

*経管により食事を摂取している入所者に対して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合、経口移行加算として、1日につき29円加算されます（原則として計画が作成された日から180日以内を限度とします）。

*厚生労働大臣が定める入所者に対して、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合、1月につき下記費用が加算されます。ただし経口移行加算を算定している場合は算定致しません。

経口維持加算（Ⅰ） 1月につき411円

経口維持加算（Ⅱ） 1月につき103円

*歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上行い、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合、口腔衛生管理加算（Ⅰ）として、1月につき93円、厚生労働省に情報の提出、情報の活用を行った場合は、口腔衛生管理加算（Ⅱ）として1月につき113円が加算されます。

*利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要で、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、緊急時施設療養費として、1日につき532円加算されます（1月に1回、連続する3日を限度とします）。

*厚生労働大臣が定める入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、所定疾患施設療養費として、（Ⅰ）は、1回に連続する7日を、（Ⅱ）は、1回に連続する10日を限度とし月1回に限り下記の費用が加算されます。ただし、緊急時施設療養費を算定する場合は算定致しません。

所定疾患施設療養費（Ⅰ） 246円

所定疾患施設療養費（Ⅱ） 493円

* 医師が、認知症の行動、心理症状を認め、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対して、介護保健施設サービスを行った場合、認知症行動・心理症状緊急対応加算として、1日につき206円加算されます（入所した日から起算して7日を限度とします）。

* 入所前の主治医と連携し、施設でも薬剤を評価・調整する等、厚生労働大臣が定める介護サービスを提供した場合、1回を限度とし、下記が加算されます。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	144円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	72円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	247円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	103円

* 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報等を厚生労働省に提出し、適切なサービス提供のため、必要な情報を活用した場合、下記いずれかの費用が加算されます。

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	41円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	62円

* 厚生労働大臣が定める要件を満たした協力医療機関と連携体制をとり、入所者の病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催した場合、協力医療機関連携加算として1月につき下記いずれかの費用が加算されます。

協力医療機関の要件を満たした場合	103円（令和6年度）
	52円（令和7年度から）
それ以外の場合	6円

* 施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止するため、厚生労働大臣が定める感染症対策を行った場合、1月につき下記の費用が加算されます。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6円

* 入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合、1月に1回、連続する5日を限度とし新興感染症等施設療養費として1日あたり247円が加算されます。

* 介護ロボットやICT等のテクノロジー導入後、厚生労働大臣が定める基準に適合する取組等を行った場合は1月につき下記いずれかの費用が加算されます。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	103円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円

* サービス提供に係る厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、1日につき下記いずれかの費用が加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23円
-----------------	-----

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円

*介護職員処遇改善加算として、下記いずれかが加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の3.9%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の2.9%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数の1.6%

*介護職員等特定処遇改善加算として、下記いずれかが加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の2.1%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の1.7%

*介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数の0.8%

上記の介護職員に関する処遇改善加算は、令和6年5月31日までとなります。令和6年6月1日からは、下記のいずれかの介護職員処遇改善加算となります。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	7.5%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	7.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	5.4%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	4.4%

（2）その他の利用料負担等

- ① 食費 1,560円
 （ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
- | | |
|---------------------|--------|
| ・従来型個室（令和6年7月31日まで） | 1,668円 |
| ・従来型個室（令和6年8月1日より） | 1,728円 |
| ・多床室（令和6年7月31日まで） | 377円 |
| ・多床室（令和6年8月1日より） | 437円 |

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添利用料》をご覧ください。

- ③ 教養娯楽費 実費相当額
 入所者の希望により行う倶楽部やレクリエーションで使用する、生花や折り紙等の材料費です。

- ④ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

- ⑤ 健康管理費 実費相当額
 予防ワクチン等接種に係る費用等。

- ⑥ 電気料／1日（1品目） 55円
- ⑦ テレビ利用料 1月あたり 3,500円
 ※月の途中から、又は月の途中までの利用の場合は、日額130円として利用日数分の料金とします。ただし、日額で計算した結果が月額利用料を超える場合は、月額利用料とします。
- ⑧ 文書料 2,200円
 （必要な検査等が含まれる場合は、診療報酬点数表により算定し、点数に10円を乗じた額が加算になります）
- ⑨ 生命保険会社等に発行した診断書等の件で、当施設医師に面談、照会等希望する場合
 1回につき 5,500円
 （内容等により別途費用が必要となることがあります。）
- ⑩ 死亡診断書を発行した場合 4,400円
- ⑪ 死後処置費用 5,500円
- ※ コイン洗濯機、乾燥機は1回100円でご利用になれます。
- ※ 理美容サービスについては出入り業者をご利用頂けます。（1,870円）

(3) 支払い方法

- ・毎月10日頃に請求書を発行します。原則として、金融機関口座自動引き落としでお支払いをお願いしています。
- ・特別な事情により、口座自動引き落としができない場合のみ、口座振込（振込手数料は利用者様負担）又は現金持参払いをお受けしています。
- ・口座自動引き落とし等によりお支払いいただきますと、領収書を発行いたします。